



平成27年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社大分銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 姫野昌治  
(コード番号 8392 東証第一部、福証)  
問 合 せ 先 総務部長 宮本 尚  
(TEL . 097-538-7510)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第209期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 会社法第329条第3項ほかの規定により、監査役に欠員が生じた場合に補欠の監査役を選任することを可能にするため、補欠監査役の選任およびその任期に関する規定を新設・追加するものであります。
- (2) 上記規定の新設・追加に伴い定款の一部変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月24日(水)
定款変更の効力発生日	平成27年6月24日(水)

以上

(別紙) 定款変更の内容

(注) 変更を要する条文のみ掲げております。

\_\_を表示した箇所が変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第 34 条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 <u>当銀行は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 35 条 現行どおり</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>

以上